

平成21年10月20日

## 通常審議に先立ち御審議いただきたい事項 (案)

厚生労働副大臣 長浜 博行

以下の2項目については、年内に実施することを予定しており、通常の税制改正要望のスケジュールに先立ち、ご審議いただきたい。

### 1 「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案（仮称）」に伴う非課税措置

〔所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税〕

臨時国会に法案を提出し、年内に施行することとしており、以下の措置が必要。

〔要望内容〕

- ・ 新型インフルエンザの予防接種による健康被害を受けた者に支給される金銭に関して所得税が課されないこと
  - ・ 本法案に基づく医療を受ける者が、その医療費に関して消費税を課されないこと
- など

### 2 生活保護制度において復活する母子加算の非課税措置

〔所得税、国税徴収法、個人住民税〕

生活保護法に基づき、生活保護費については所得税・住民税が非課税とされている。今般、告示改正により母子加算を年内に復活することとしており、以下の措置が必要。

〔要望内容〕

- ・ 母子加算に係る保護費についても、所得税が課されないこと
  - ・ 母子加算に係る保護費に対する差押えを禁止すること
- など